

仕 様 書

1 件名

自動電話応答システムの導入に係る機器設定の請負について

2 履行場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2 番 2 3 号

「仙台第 2 合同庁舎」内における、東北総合通信局無線通信部陸上課（以下「主管課」という。）が指示する場所。

3 履行期限

令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）

4 概要

本書は、東北総合通信局無線通信部陸上課公益企業担当に入電してきた利用者が、東北総合通信局で管理する「日立情報通信エンジニアリング製CX01-typeS V2」（以下「PBX」という。）と接続し、自動案内メッセージに従い、プッシュ操作を行うことによって通話を担当係へ自動で転送させるために必要な機器の接続及び設定を行うための仕様に関するものである。

具体的に希望する条件は別紙 1 のとおりである。

5 その他

- (1) 作業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、安全確保に万全を期すこと。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項又は疑義のある事項については、主管課と協議の上、決定するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施において知り得た情報を本業務以外の目的に使用してはならず、また第三者へ漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、情報セキュリティインシデント又はそのおそれを認知した場合は、直ちに主管課へ報告し、その指示に従うこと。
- (5) 受注者は、納入機器及びソフトウェアについて、機種名、型番、ソフトウェア名称及びバージョン等を記載した一覧を提出すること。
- (6) 受注者は、本業務を再委託する場合は、事前に主管課の承認を受けること。
- (7) 納入する物品のうち、グリーン購入法の特定調達品目に該当するものについては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の最新の判断基準を満たすこと。

【規格、数量等】

1 調達品目

音声応答転送装置 一式
(構成品)

- (1) 音声応答転送装置 (システム構築に必要な機材を含む) 1 台
- (2) ノート型パソコン 1 台
- (3) 通話録音装置 2 台

2 基準品

- (1) 音声応答転送装置

株式会社タカコム IVR-2430 II 又は同等品以上

- (2) ノート型パソコン

基準品: Dynabook X83 又は同等品以上

下記 3-(2) の推奨条件を満たすもの

なお、同等品を提案する場合は、仕様書に定める要件を満たすことを示す資料を提出し、主管課の承認を受けること。

- (3) 通話録音装置

株式会社タカコム VR-D179 又は同等品以上

3 機器仕様要件

- (1) 音声応答転送装置

装置構成: 本体及び LAN 上の PC で操作できること。

収容回線数: 初期実装 6 回線 (最大 24 回線)

回線種別: アナログ一般回線 (ナンバーディスプレイ対応) / 構内交換機アナログ線
対応可能

動作モード: 選択転送、ツリー転送、ダイレクト転送、無条件転送、お待たせ転送

その他機能: 集計機能、音声合成機能、タイマー切替、呼出案内、着信案内

※ガイド内容については、別途主管課と協議の上決定するものとする。

- (2) ノート型パソコン

CPU: 第12世代以降の Intel Core i5 相当以上又はこれと同等以上の性能を有するプロセッサであること。

OS: Microsoft Windows 11 Pro 日本語版ソフトウェア: 音声応答転送装置管理ソフトウェア及び統計データの出力・閲覧に支障のない環境を有すること。

補助記憶装置: SSD 256GB 以上

メモリ: 16GB 以上

サウンド: Wave ファイル (8kHz、8bit、Mono、 μ -law) が再生できること

ディスプレイ解像度: 1920×1080 以上

USB: USB 3.0 以上のポートを 1 ポート以上有すること

LAN: TCP/IP 通信に対応し、1000BASE-T に対応すること

ドライブ: DVD が読めるもの (インストール用) 外付けでも可とする。

TPM: TPM 2.0 を搭載すること

その他: 音声応答転送装置の設定、統計情報の取得及び管理ソフトウェアの利用に

支障のない性能を有すること。

付属品：ACアダプタその他通常使用に必要な付属品を含むこと。

(3) 通話録音装置

電話機接続方式：受話器接続、外部入力接続

録音起動方式：自動録音、手動録音 選択式

その他機能：録音モニター機能

4 業務仕様

- (1) 対象機器と既設のPBXとの接続方式は内線接続とする。
- (2) 現在の運用形態を踏まえ既設のPBX経由で着信した外線からの通話を1回線分受信し、主管課が指定する内線へ転送可能であること。
- (3) 本装置故障時においても、電話機の機能ボタン等による操作により、自動応答装置を経由しない運用へ切り替え可能であること。
- (4) 見積は、物品が正常に動作するまでの、ガイダンス入力、接続機器及び附属品費用、設置場所に応じたPBXから必要とする配線等の費用、動作確認で必要とする記録媒体等を全て本件見積りに含めること。
- (5) 発信者電話番号（ナンバーディスプレイ情報）が転送先電話機に表示されるよう設定すること。
- (6) 利用者が選択したメニューを転送先電話機の利用者が識別できるよう設定すること。
- (7) アナウンス内容の変更及び転送先変更を導入後も実施可能であること。
- (8) 着信履歴及び利用統計を取得できること。
- (9) 転送先内線が話中又は応答不能である場合は、利用者に対し再架電を促すアナウンスを送出した上で切断できること。

5 接続作業等

- (1) 運用中のPBXに音声応答転送装置（1式）を接続し、外線通話及び内線通話を切断すること無く設置すること。ガイダンス入力等に必要とする機器の設置場所は、契約後、協議するものとする。
- (2) 機器の接続を行うために必要なケーブル類等については、受注者の負担において納入すること。
- (3) 機器の接続、環境設定等の必要な作業を行うとともに、着信、転送、録音等の機能についての試験調整及び動作確認を実施し、対象機器が正常に動作するかを確認の上、主管課の確認を受けること。
- (4) PBXとの接続工事については、事前に機器製造メーカーと協議の上、不具合が生じないように措置を講じること。
なお、本装置接続によりPBX動作に不具合が発生した場合は、受注者において原因を調査し解消すること。
- (5) 見積作成に当たっては、事前に現地調査を実施し、現地調査結果を踏まえ、既設PBXとの接続方法及び転送先構成、設置場所及び配線経路等を十分確認すること。
- (6) 受注者は、本システムの引き渡しにあたり、当局担当職員が本システムの操作方法等を理解できるよう、必要に応じて利用者向け手引きを作成するとともに、操作説明及び実演を実施すること。
- (7) 受注者は、既設PBXとの接続に当たり、PBX保守業者等と必要な調整を行うとともに接続設定及び試験調整を行うこと。